

開催日時：令和 2 年 8 月 7 日（金） 10：49～14：45

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、勢一智子構成員

〔政府〕 宮地俊明内閣府地方分権改革推進室長、加藤主税内閣府地方分権改革推進室参事官、水本圭祐内閣府地方分権改革推進室参事官、中里吉孝内閣府地方分権改革推進室参事官、近藤貴幸内閣府地方分権改革推進室参事官、末永洋之内閣府地方分権改革推進室参事官、多田治樹内閣府地方分権改革推進室参事官
※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

令和 2 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 28：家畜伝染病に係るワクチン接種の民間獣医師による実施を可能とする見直し>

（高橋部会長） 確実な接種が必要だということは分かるが、なぜ、家畜防疫員でなければいけないのか、その御説明をもう少ししていただけないか。

（農林水産省） 家畜伝染病第 6 条に基づくものは、きちんと予防的なワクチンを接種しなければいけないというのは、お話しさせていただいたが、これは、原則として禁止しているものであり、地域を指定して行うものである。

それで、民間獣医師、これは都道府県知事が農家のほうに命令をして打つということなので、命令権者たる知事の指揮監督下でない民間獣医師にこれを行わせると、命令に係る責任の所在が不明確になるということと、義務が生じている農家側に混乱が生じるということで、こういう形になっている。

（高橋部会長） ただ、最近でも放棄自転車違反の事務とか、行刑施設の管理業務など、事実上の行為については、民間に実施してもらう制度がある。ワクチン接種について、こういう制度を取るということは、不可能なのか。

（農林水産省） 家畜伝染病という放置すれば、どんどん広がってしまう病気において、確実に接種をするという担保で、民間の方も当然できないわけではないので、責任の所在を明確化するという意味で、パートタイム等で雇って、それを家畜防疫員に任命するという形で接種することは可能ではないかと思っている。あくまでも知事が命令を下して、その知事の下で家畜防疫員が接種する行為のほうが確実に防疫措置をできると思っている。

（大橋部会長代理） 私も一番気になっているのが、この確実な接種の担保というところの内容である。ワクチン接種の仕組み自体は、プログラムを組んで一定の範囲を設定したうえで、対象者も実施することも明確になっていて、しかも知事の命令というのが出ている、そういう土俵の中で行われている行為で、あとは注射を打つかどうかというだけの話である。

したがって、確実性が担保されればいいということで、職員の立場を与えて、人事上の指揮監督権に基づいてコントロールできるから確実だというのは、そうだと思う。

だが、職員の立場を与えようとしても、兼業がだめだとか、いろいろ事務手続上の問題で、人事上なかなかうまく運用できないという現実がある。そこで、確実性をどのように担保するのだというときに、例えば、契約や場合によっては法令で実施の条件をきちんと規定し、民間の獣医師資格を持った人にそれを遵守してもらうようにすればいいのであり、人事上のルールでしか担保できないということではないのではないか。そういう形で、知事の指揮監督権の下で行われる一部のパートをやっていただくという位置づけにすれば、事実行為を委託できるのではないか。そのルートを開かないと、一定期間に大量の接種を繰り返し実施しなければいけないというときに、人手が足りないというのが現場から出てきている。なかなか量的な担保ができないという問題なので、それを実現するルートをもう一個開いていただけないかという話し合いであると思っているのだが、いかがか。

（農林水産省） 実際に家畜防疫員の数がないという実態を見ると、一日丸々拘束するのではなくて、数時間

拘束するなど、うまく運用している県がある。また、兼業が禁止されているということだが、共済団体等から聞いたところ、兼業禁止はないということなので、先ほどの説明の際に申し上げたとおり、今まさにということが問題であって、どういふことを改善したらいいのかというのは、今後、話し合いの上、検討していきたいと思っている。

(高橋部会長) 事務局、聞き取っている支障の例を紹介していただけるか。

(近藤参事官) 多くの団体から、このような御意見があった。

民間団体に勤務する獣医師が就労先の勤務規定により都道府県との兼業が認められないということで任用できない、政治的行為の禁止等の都道府県職員に適用される服務規程について、会計年度職員として雇う際に同意いただけない、あるいは収入や家族の状況等、個人情報に関わる任用の際に書類を提出するというようなことも求められていることに対して抵抗があつて、任用に応じていただけない、それから、確定申告が必要となる場合、その際、申告手続が負担ということでお受けいただけない、といった御意見を賜っているところ。

(高橋部会長) 具体的な支障が出ているので、会計年度任用職員で採用できるのではないかとと言われても、採用できない理由があるということである。そこは、そういう支障の存在を御理解いただければありがたい。

(農林水産省) そこはもう少しお話を聞かせていただいて検討させていただきたい。

(高橋部会長) それから、これは既に変更されている制度だが、ヒトの予防接種については、義務接種時代においてですら、ワクチン接種は委嘱医にやってもらっていた。そういった意味で、ワクチン接種について委嘱できないというのは、法制的に説明がつかないのではないかとと思っている。要するに、公権力の行使、公務員でないといけないという点については、保護の要請のレベルが高いヒトの接種の方ですら委嘱をしてきたので、そのような法制的な先例も踏まえて、内部で御検討いただければありがたい。

(大橋部会長代理) 私も同じように、一般的な、理論的な疑問を持っている。知事が人間に対し、受診してきなさいという受診命令を出すのは権力的な行為だが、その受診先については民間病院でも良く、必ず県立の公務員の先生に診てもらいなさいということまで固定する必要はない。このような受診命令の場合などと比べていくと、制度的な工夫の余地はあるのではないか。しかも、今回、提案は、かなり多くの県から出ているので、これは一過性の問題というよりも、先ほど出た支障が相当広く存在することなので、ぜひ、そこを御確認いただけて、今の制度で目詰まりしているのであれば、もう一個しっかりしたバイパスというか、ルートを明示していただければと思う。

(高橋部会長) それから、医師に行政調査を委任している例もあり、法制的に先例があるので、お調べいただければありがたい。

また、雇い入れた獣医師について、家畜伝染病第60条第1項第3号で、費用負担2分の1とある。雇い入れた獣医師については、どのような人をどのような形で雇い入れるという話か。

(農林水産省) 今おっしゃった第60条の費用負担は、ワクチン代、資材費等の県の購入費の2分の1と、家畜防疫員の旅費は全額国が負担するというを書かれているものである。

(高橋部会長) 雇い入れた獣医師に対する手当の2分の1という話だと思うのですけれども。

(農林水産省) 今のは他の号の話だった。お尋ねの点は、緊急時に病気が発生して、殺処分をした後に行う検査等の際に、獣医師を雇い入れた場合には、この手当の2分の1を負担するということであり、殺処分などの際に適用されるものである。ワクチン接種とは少し違う。

(高橋部会長) ワクチン接種とは違うのか。

(農林水産省) 然り。

(高橋部会長) 承知した。

(勢一構成員) 地方公共団体の側から強く要望が出されている。追加提案団体も多く、さらに、全国知事会からも農水大臣宛てに、GSF対策プロジェクトチームということで、今回の提案と同じような希望が出ている。重ねてのお願いになるが、幅広い希望が出ているというところを、ぜひ受けとめていただきたい。

(農林水産省) 御指摘は、勉強させていただいて考えたい。

(高橋部会長) 本日の議論を踏まえて、2次ヒアリングまでに、また、事務局とよく御相談いただきながら、取りまとめを行っていただければありがたい。

<通番 27：史跡等購入費補助金により取得した土地の活用範囲の明確化（文部科学省）>

（高橋部会長）「ここまでは可能」ということを明示的に示すことは極めて重要である。例えば、史跡の管理費に充当する場合でなくても、管理行為に当たるようなもので、有効活用ができるのであれば、別に管理費に充当しなくてもいいような気がするが、いかがか。

（文部科学省）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の話と、文化財保護法の話と両方関係してくる。財産管理としてどういうことができるかというのは、財務省ともよく相談したい。最近文化庁も「活用」を意識しており、いろんなパターンが考えられるため、よく実態を見て考えていかなければいけない。

今の制度は、活用の在り方を示すというよりは、どちらかというやっつけはいけないことが書いてある。文化財保護法における「現状変更」も、下を掘ったり傷めたりすることはできないことになっているが、竹木の伐採などの管理は、都道府県や市の方に権限が委譲されており、地元で考えられるようになっているため、そこをうまく使って、駄目なところをきちんと押さえなければ、かなりいろんなことができるはずである。そういった仕組みがある中で、活用をどうやって示すかというのが問題である。

（大橋部会長代理）自由にやっても平気ではないかとも思われることを気にして、こういう提案が出てきているということは、やはり現場のほうは、文化庁が考えているよりも、相当気を遣っているのだと思う。倒壊した木など、そのまま放っておいたら無価値になるようなものや、枝を切るなどの管理行為から生まれてくるような収益について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条のことで、保存とか活用をきちんとやっているところが、そこまでうるさく言われるのか。最近、管理行為というのは、遺跡等を単に守るだけではなくて、そこにミュージアムを造ったり、子供たちが回遊できるような形にして、歴史に親しむような活用という方向で、オープンに使うことで、自治体も観光施策とかを兼ねてやっているという話なので、今までの管理行為から少し外れたところでも、今の文化庁の考え方とは全然バッティングしないということからすると、かなり活用の範囲も広いと思う。

しかし、保存行為のところだけ示すと、踏み出していいところについて萎縮効果が働いてしまうため、やはり具体例を出す必要がある。今までの「保存」から踏み出したような、例えば、全体を見渡せるようなデッキみたいなものを作るような行為や、駐車場、パンフレットなどに充当しても問題ないことなど、数多く挙げていただくほど、今回の提案には近づくのではないかと思う。そういう形で発信されることが、今の史跡の活用ということからしても大事なことであり、そういう形で一生懸命資金集めして、現場でやってくれるということであれば、それを促進した方がいい。これを機会にして、そういうメッセージを、積極的に、できることリストみたいなものを出していただいた方がいい。

（文部科学省）我々が思っている以上に萎縮しているというのは悩ましいところ。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の話をするすると議論が複雑になるが、文化財保護法に限って言えば、現状変更の許可をできればよく、市の方で判断できるようになっているため、そこをうまく使えば、倒木どころか、生えているものも、管理上要らなければ切ることは可能。落ちているものをどかして管理することや、掘り起こす獣がいたら駆除することなどは、全く問題ないことだが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律との関係で、保存行為かどうかということになると、話がややこしくなる。それよりは、むしろ文化財保護法によって、市の方で、責任を持って判断しながら、権限を使って許可を出せばよい。ただし、権限は市にあるが、保護派の人や住民との関係がどうなるかとなると、文化庁の話を知るかとなるため、何か具体例を出すなどして後押ししないと現場も動きにくいというのは、御指摘のとおりである。

（伊藤構成員）自治体の側が消極的というか、かなり守りに入っているのは、史跡等購入費国庫補助要項というのがあって、そこから読み込めるのかどうか心もとないということで、今回の提案になっているところもあると思う。形式面では、何か通知のようなものを出す、あるいは要項について検討するという方向か。

（文部科学省）まずは、提案団体の太宰府市とよく相談をする。また、御提案のようなやり方もあるし、各自治体と意見交換をするような会も例年秋に開かれているため、そういった際に、自治体との意見交換を進めていきたいと考えている。

（高橋部会長）使途についてはどうか。収益を一般財源に充当してはいけないのか。この辺は財務省と協議する必要がある気がするが。

（文部科学省）一般財源への充当については確認する。

（高橋部会長）一般的に考えて、もともと管理行為でできたものを、自治体がどこで何に使うか自由ではないのかという話はあるのではないかと思う。

(文部科学省) 国民の税金で、ほかの地域から上がってくるものも入っているため、初めの補助目的のところまでこまで縛っているかにもよると思うので、そこは整理しておかないといけない。財務省にもまた相談する。

<通番 18：障害者割引制度における市町村の証明事務の見直し（総務省、厚生労働省、国土交通省）>

(高橋部会長) それでは、ただいまの御説明についていかがか。まず、2つとも、通知によって依頼している、そういう法令に基づかない事務の実施を自治体をお願いしていることについて、どのようにお考えか。

(厚生労働省) 通知という形で、有料道路事業者あるいは NHK でお決めいただいたことを各自治体に周知をする御協力をさせていただいている。自治体で行っていただく事務について、法令の根拠があるべきではないかという御指摘は受けとめさせていただきたいと思うが、どうしても、直接的に法令に基づくものではなくても、実際には住民サービスという観点から、自治体で行っていただいている事務というのがあると承知している。

(国土交通省) 有料道路の料金は認可や許可によって決まっているが、障害者割引をするに当たっては、事前に厚労省等と調整して、市区町村で、事務を取り扱っていただけることで不正が防げるということを前提にして、料金の政策を行っているというところである。

(総務省) 先ほど厚労省から御説明があったが、住民サービスということで、この事務をやっていただいているということ、他方で、個人情報の保護等を考えると、障害者の方にとってもメリットのある仕組みではないかと考えているところである。

(高橋部会長) 今まで、ある意味では住民サービスとして自治体が引き受けてきた事務を、今となって振り返れば、法令の根拠なく行うことに、ほかの事務とのバランスからは負担の限界はあるのではないかと、という自治体の意識は当然に出てくると思う。先ほどの説明では厚労省に責任を押し付けてるように聞こえるが、少なくとも、こういう形でボランタリーにやってほしいということであれば、応分の事務負担を考えていただきたいと思うがいかがか。

(国土交通省) 先ほど申し上げたように、不正を厳に防止するということが、この料金制度の前提になっているので、そのために必要な事務だと考えている。

(高橋部会長) 不正防止についてほかで代替できないかという検討を、是非していただきたい。

(国土交通省) 有料道路事業者は障害者の方々の個人情報について、持ち合わせていないので、不正の防止を担保するのは、なかなか難しいと思っている。

(大橋部会長代理) これは、そのための障害者手帳なのかなという気がする。この人は、こういう障害を持っているのだということを証明するために手帳を発行しているので、例えば、鉄道を例にとると、JR でも小田急でも、手帳を見せれば、運賃の半分を割り引いてもらっているわけであり、同じようなことを有料道路でできないのだろうか。結局、今のやり方だと、障害者の方が2回対面で窓口に行かなければいけない。これは、相当な負担だと思う。一回区役所に行かせて、もう一回有料道路の割引のために、対面で窓口申請に行くことを省略するような形で、例えば、障害者手帳のコピーと、必要な書類等を束ねて、それを有料道路事業者に郵送する形で対面を回避して、不正が防げないか。国交省の社会資本整備総合交付金の手続きにおいては、対面ではなく全てオンラインで行う形になっている。これから、余り対面という話ではないという気もする。オンラインの手続で不正を防止するとともに、申請者もワンストップで受給ができ、市町村もその分事務負担が減るというような代替案は、考えられないか。

(高橋部会長) NTT ドコモでは、申込書と障害者手帳の写しを郵送することで障害者割引の申請が可能となっているので、それも含めて、両省、お答えをいただきたい。

(国土交通省) まず、1つ勘違いがあるので、そこは訂正させていただきたい。対面は1回だけである。福祉事務所に行くときには対面で申請していただくが、有料道路事業者との関係では、ETC を使う場合だけに、市区町村で発行された証明書を送付し、有料道路事業者が登録をするという仕組みなので、対面での申請は福祉事務所に1回行くだけという形になっている。

(大橋部会長代理) でも、1回は行くわけか。

(国土交通省) 1回は行く。現状でも偽造の手帳を使って不正に通行する事例や既に死亡されている障害者の方々の手帳を使って通行する事例が、これは一般からの情報提供が中心だが、摘発が相次いでいるところである。これを防ぐためには、やはり、直接窓口で、本人確認をした上で証明をする必要がある。有料道路事業者で、確認しようとする、その人の生存状況が分からず、ましてやコピーなどで行うとすると、今の印刷技術を使

えば幾らでも偽造が簡単にできてしまうという問題もある。既に不正が幾つも行われている中で、さらにその不正が拡大するような手続にするというのは、有料道路事業者としては、なかなか取りがたいというところである。

(大橋部会長代理) ただ、現状でも偽造があるのであれば、それは撲滅できないのではないかと。

(国土交通省) ゼロにはできないが、確率の問題である。最終的には、料金収入が減少した分は、他の料金収入で賄っていかなければいけないという仕組みを取っているため、さらに不正の余地を広げることは、なかなか有料道路事業者側でも受けとめられない。JR の場合は、実際に本人が改札口を自分の足で通過することになる。道路の場合、ETC を利用する方は、車両を登録することで、その車両がずっと通っていきけるという仕組みになっているので、一回一回本人確認ができないという仕組みになっており、ETC を使わない方は、料金所で手帳を提示するが、その場合でも、車の中に乗っていると、障害の程度を確認できないので、なかなか JR と同じとは言えないのではないかと思う。

(高橋部会長) 外形で分かる障害ばかりではないのではないかと。

(国土交通省) そうではあるが、本人が実際にそこを通過して、手帳を提示するというところが、やはり違うと思う。ETC の場合は、車がそのまま通過してしまい、一回登録すれば、幾らでも使えるという仕組みになっているため、やはり、最初の申請時にしっかり確認しておかないと、不正の余地というのは、どんどん広がっていく。

(総務省) NTT ドコモの件は、担当ではないため、御説明する立場にはない。今の NHK の受信料については、先ほどの資料でも御説明したが、自治体による証明だけではなくて、NHK に直接申請するという方法もある。申請される障害者の方は、御自身にとって都合のよいほうを選択されるという形になっているが、自治体に行っていたら、福祉担当課において、様々な書類をまとめてワンストップで担当課との調整を含めてやっていたというものが、実情のようである。したがって、こちらをやめて、NHK に直接持参する方法に一本化することになると、障害者の方によっては、個別に必要な書類を集める作業が負担になるとお考えになる方がいる可能性があり、障害者の方の御意見も、よく聞く必要があるのではないかと考えている。

(高橋部会長) 不正の防止だったら、後で市町村に問い合わせればよいのではないかと。一般からの情報提供があったのであれば、市町村に事業者が問い合わせればよいのではないかと。

(国土交通省) そうすると、申請の都度、市町村に問い合わせるということになるか。

(高橋部会長) 問題事例があったら確認すればよいのではないかと。顕著な端緒がなかったら、分からないのではないかと。

(国土交通省) そういう状況なので、不正の確率をできるだけ減らしたいというのが、有料道路事業者のスタンスである。

(高橋部会長) そうであれば、例えば、地方公共団体情報システム機構に問い合わせることができることを法令で位置づけられないのか。

(国土交通省) 有料道路事業者は住基ネットの情報を持っているわけではない。

(高橋部会長) だから、法令に位置付けて機構に問い合わせる権限を与えればよいのではないかと。

(国土交通省) 問い合わせる権限を与えるということは、申請があるたびに、市町村に問い合わせをするということになり、結局、市町村の事務が減ることにはならないのではないかと。

(高橋部会長) 住基ネットを活用して、有料道路事業者が機構に問い合わせ、その情報を手に入れることが可能となればよいのではないかと。

(国土交通省) 有料道路事業者が、個人情報情報を自由に扱うことができるようになるという、そういう趣旨か。

(高橋部会長) 法令で位置づければよいのではないかと。個人情報保護法でちゃんと管理できるようにすればよいのではないかと。現状でも、有料道路事業者も、この方が障害者であると、そういう情報は持っているのではないかと。

(国土交通省) どの人が障害者なのか、どの人がどういう等級の障害を持っているのか、その人が存命なのか否かという情報さえ持っていないので、難しいと申し上げている。

(高橋部会長) 一応、障害者手帳は見るわけで、通行される方、もしくは、ETC を利用される方が障害者であるということは、常に把握しているのではないかと。

(国土交通省) 最初の証明の段階で把握しているのか、把握していないのか。

(高橋部会長) 日々通行で画面に残っている情報も個人情報ではないのか。そういう情報は、有料道路事業者に

あり、それは個人情報保護法の対象ではないか。個人情報を扱う体制を整備しているのではないか。

(国土交通省) ETC を通るたびに、その写真を確認して、その人が本人かどうかなどということは確認できないと思う。

(高橋部会長) 場合によっては、画面に残っている情報も個人情報ではないか。個人情報という点では一緒であり、情報の確認を法令上で位置付け、有料道路事業者が確認することとすれば、市町村の負担は減るのではないか。

(国土交通省) 問題にしているのは、不正通行の余地をいかに減らすかということである。

(高橋部会長) 不正通行を防止するために、今の ICT 技術の発達の中で、どういうことができるのか考えていただきたい。現在の状況では市区町村の窓口で、対面で申請しなければならないが、対面申請の見直しは、閣議決定された政府の方針にもあり、その手続をどのように見直すことができるかは、制度全体の制度設計なのだから、御省で考えていただきたい。

(国土交通省) ICT 技術で、どこまでできるかは検討したいが、それを有料道路事業者がやるかどうかという問題とは別の話である。

(高橋部会長) 頭ごなしにできないと言わないでいただきたい。

(国土交通省) 承知した。ICT 技術を使って、どれだけ事務の軽減ができるかということについて検討はしたいと思う。

(高橋部会長) 願います。

(伊藤構成員) これは、有料道路事業者と NHK に共通することだが、有料道路事業者の場合には、更新期間が2年ということで、2年ごとに手続をしなければいけない。NHK も、存否調査を、2年ごとにやらなければいけないということで、市町村にとっては、これが相当事務負担になっているということなのだが、そもそも更新期限というのが、身体障害者手帳にはないわけで、等級が急激に変わるといったこともないのに、なぜ2年ごとに手続をやらせているのかお答えをいただきたい。

(国土交通省) 先ほど申し上げたように、死亡したのにもかかわらず、優遇を受け続けている、そういう不正の利用の実態があり、生存しているのかどうかという確認、それから、障害の程度によって、その措置が変わってくるため、それが変わっていないかということを確認するために、2年に一度という形で行っている。

(総務省) 存否確認は、全額免除の場合と、半額免除の場合で異なっており、全額免除が1年、半額免除が2年となっている。全額免除が1年になっているのは、市町村民税非課税が要件になっており、毎年確認する必要があるためである。他方、半額免除は2年になっているが、この2年の根拠はないので、御指摘の点を踏まえて、見直しの余地があるのではないかと思う。

(高橋部会長) 障害者手帳のコピーを提出すれば免除するという方向で、市町村の負担や障害者の方の利便も含めて、負担を軽減できるような制度を、この機会に御検討いただきたい。

(総務省) 御指摘の点を踏まえて検討したいが、NHK 受信料については、NHK 受信料の負担の在り方をどうするかということも含めて考えなければいけないので、その点も併せて検討をさせていただきたい。

(高橋部会長) よろしく願います。

(伊藤構成員) 有料道路事業者は先ほどの死亡例が申告されないというケースがあるので、2年ということだが、その2年は、もうこれ以上、動かす余地はないというお考えか。

(国土交通省) それも含めて、先ほど、部会長からお話のあった件も併せて検討させていただきたい。

(高橋部会長) 引き続き、障害者の皆様の利便の向上ということも含めて、是非、御検討をいただければありがたい。

<通番 30：郵便局において取扱いが可能な事務の拡大（総務省、法務省）>

(高橋部会長) 代理人の話について、総務省の見解と、法務省の見解がよく理解できないところがあるが、法務省の言う裁量的な判断とは何か。

(法務省) 画一的に決まったものと、紛争性があるような、その判断によっては争いがあり得るような場合がある。先ほど、損害賠償というお話もあったが、戸籍謄本の交付ができないという余地のあるもの、例えば、本人が本人のものを請求する場合には、何の紛争性もなく裁量的な行為もない。しかし、実際、市区町村のほうで、非常に悩ましくて、これは出せるか、出せないか判断されているものを裁量的行為と考えている。

(高橋部会長) そういうものを称して裁量行為というのか。

(法務省) そのように法務省では考えている。

(高橋部会長) 委任状の確認か。

(法務省) 然り。

(高橋部会長) 単に委任状があって、署名、捺印されているかどうかを確認するだけではないのか。

(法務省) 書いている中身等、ものによっては、これは出せないのではないかという判断が、実際にあり得る。恐らく、ほとんどの場合、性善説に立てば、問題のないものが多いと思うが、そういうものが実際にはあるので、実際に受け付けて、そこで市区町村のほうで判断している。

(高橋部会長) 拒否した事例というのは、どんなものがあるか、次回までにそろえていただきたい。

(伊藤構成員) ここでは、受付事務の話をしていて、出す、出さないというのは交付決定の話である。そこは、公権力の行使かもしれないが、単純に受付のときの裁量的判断というのが何かというのが、部会長のお尋ねだと思う。

(法務省) 単純に、例えば、受領して、あるいは交付するところ自体は問題ないと思うが、ただ、一連の流れの中で、その中に交付決定という判断が入るとのこと。

(高橋部会長) 要するに、代理人の資格がないといって拒否した事例、どんな事例で拒否したのか示していただきたい。

(大橋部会長代理) 恐らく、法律に書いてある代理権限の所在について、確認できているかどうかという話なので、それは一般的には、余り悩みがないところかなという気がしている。それを裁量と言われるのであれば、こういうものだということをお示しいただければと思う。

(高橋部会長) 転出届については検討いただけるということで、非常にありがたいと思う。しかし、基本的には、厳格な本人確認と実質的な審査というところを貫かれていると思う。これは、一体、実際に何を意味しているのか。どんなことが厳格な本人確認で、実質的な審査なのか。

(総務省) 転出届、印鑑の廃止の申請の受付については、我々としては、従来、事実行為としての取扱いは難しいと言ってきたところだが、現状も踏まえつつ、この辺りは切り出して、事実行為として取り扱うことができないか検討を行いたいと回答させていただいた。

転入届、転居届、印鑑登録の申請は、余りないかもしれないが、実際にはなりすまして住民票を入れるとか、そういう事例もあるため、実際に窓口に来てもらって、本人をまさに目の前で見て、その人の挙動等、全体の雰囲気も見ながら職員の方が判断をするということやってきている。

(高橋部会長) では、過去に実際、その挙動等を根拠にして拒否した事例を紹介いただきたい。

(総務省) 次回までに用意すればいいか。

(高橋部会長) 然り。

(総務省) 実際には、窓口で日々、職員がいろいろそういうことを悩みながらやっているのです。

(高橋部会長) そういう拒否した事例が、どんな事例があるのか、お願いしたいと思う。

(高橋部会長) また、対面主義については、昨今のコロナの事態などもあって、見直してほしいという要請が政府全般に来ている。この手続も、対面主義の典型なので、検討の対象であり、今年度中に一定の結論を出さなければいけないと思う。そこで、政府方針の背景にあるデジタル技術の活用の方を踏まえて検討する余地はないのか。つまり、デジタルで、本庁で見ている、郵便局員が補佐するとか、そういうようなことは、無理なのか。

(総務省) 今、お尋ねのところの、例えば、規制改革の実施計画の中で言われているのは、承知している。現時点で、個別の手続について具体的な検討依頼がなされているわけではないが、もちろん、こういう時代背景、こういう流れになっていることは承知している。今回もできるところは緩めるということで臨んでいる。まさにデジタル時代で、今回、特にマイナンバーカードは話に出ていないが、転入届が出されて、新しく住民票ができれば、マイナンバーカードの住所も変わり、本人を認証するものが、そこに全部化体されるため、我々としては非常に根本的なものだと思っている。逆に言うと、これを使ってデジタルでいろいろ取引とかをするときの、まさに申請ツールとして使われるものであるため、こここの部分はしっかりと本人確認をしないと、ここが逆に揺らぐと、デジタル社会においても非常に信用をなくすことになるので我々としては恐れており、ここはしっかりと本人確認をしなければいけないということが基本スタンスである。

(高橋部会長) そこを揺るがすことをしてほしいと言っているわけではない。新しいデジタル技術と様々な補助

的仕組みとを組み合わせ、人が対面でやることに比べて遜色ない確認の方法が考えられないか。そういう検討はないのかというお願いである。

ついでに申し上げれば、機械はハッキングのリスクはあるものの、人は買収されるリスクがある。そういう意味で、伝統的な人の確認についても内在的なリスクがある。機械にも内在的なシステムのリスクがあるかもしれないが、どちらが大きいかというのは、社会技術の発展の中で、比較衡量を厳密にしていかないと、結論が出ない話なのではないかと思う。

人の目で見ると、機械で見るとではどちらがいいのかと、それぞれリスクがあって、そのリスクをどうやって比較衡量したら、今の社会発展の中でうまくいくのかと、そういう話をまさにこの瞬間にしているわけで、そういった意味では、人の職員が、例えば、運転免許証の顔写真を買収、要するに偽造されると、本人の画像を運転免許証に貼りつけて、全く分からないような形で、あたかも本人であるようにやってきたときに、本当に対面で確認できるのかと、そういうような総合的なリスクとシステムリスクとを比較して、どちらが本当に客観的にリスクは高いのかということ、ぜひ考えていただきたい。

(総務省) 技術のレベルが上がったり、人間のミスがあったりというのは、当然あり得ると思っている。例えば、窓口でも、逆に顔認証システムのサポートを受けて本人確認の精度を上げるとか、そういうことはあると思っているし、技術について、全くその可能性がゼロというつもりはない。しかし、実際に現時点で、なかなかそういうレベルのものを、正直思いつかないというか、そこまでの本人確認をできるものが本当にあるのか分からない。

もう一つは、本人確認をした主体が誰かという責任の主体だが、やはり、公務員が責任を持ってやったということと、民間の方でできることというのは、差異はあると思う。要は、誰の責任か問われたときに、役所の職員の責任という話になるのか、それとも民間なのかというのは相当、先ほど公権力の話があったが、課題はあると思っている。技術を全く否定するつもりはないが、よく考えていかなければいけない課題だと思う。

(高橋部会長) 本人確認を行う者は常勤職員でなければいけないのか。

(総務省) そういうことではない。

(高橋部会長) 会計年度任用職員では駄目なのか。

(総務省) 公務員であれば問題ない。

(高橋部会長) 例えば、午前中、週3回だけ、郵便局員を会計年度任用職員に任命して、週3回午前中だけ対応してもらうというのは駄目なのか。

(総務省) その議論も実は中ではいろいろ検討したこともあるが、公務員の身分を持つと、その職務に専念しなければいけないという話になって、併任が本当にかけるのか、議論があるところ。

(高橋部会長) 併任というか、48時間のうちの8時間は会計年度任用職員、あと40時間は郵便局員、給与、年金等の待遇は協定を結んで遜色ないようにすると、これだって可能ではないか。

(総務省) 郵便局側が、無理なのではないか。

(総務省) 日本郵政グループの就業規則は、今、手元にないため、就業規則で職務専念の部分がどのようになっているのか詳細については分からない。

(高橋部会長) 職務専念については、時間で区切れればいいのではないかと検討いただきたい。

(伊藤構成員) 今の話は、これから人口減少で非常に厳しくて、今回もこういう郵便局のネットワークを活用できないかという話で、一方で、一人複役のような検討を進めなければいけないというようなこともあるため、郵政グループの事情もあると思うが、可能性について、ぜひ積極的に検討いただきたい。

技術的な問題だが、2年前に少しお話しさせていただいたときに、当時は、やはり顔認証システムもまだまだ未熟であるというようなお話があったと思うが、この2年間で、相当技術的にも進展しているところがある。そういったところの信頼性も相当高くなっていると思うが、その部分を活用できないのか。

(総務省) 技術については、可能性が全然ないとは思っていない。いろいろな最新の技術はあると思う。公務員法制的なところで処理するのがいいのか、そういう技術的なところで処理するのがいいのか、いろいろ工夫はあると思っているので、よく検討したい。

(高橋部会長) 対面主義は、日本社会の根本にある。顔を見ないと信用できないみたいところが日本社会の根本にあるが、このコロナの時代を含めて、ICT、それから社会状況の変化の中で、対面主義を変えていかないと、もう成り立たないような日本社会になりつつあると思う。ぜひそこは幅広く、積極的に検討をいただきたい。

<通番31：地方公共団体の歳入一般についてコンビニ収納を可能とする見直し（総務省）>

（大橋部会長代理）地方自治法第243条の原則は、確かにそうだが、この間ずっと、国民健康保険料や地方税、保育料など、もろもろ10年以上の実績があって、それによって、この条文に書いてある便宜というか、これだけコンビニの店舗が身近にあることから、利便性は確実に上がるだろうし、それによって徴収率が上がることは、公的な目的にも合致する。今までの経験の中で支障がないのであれば、私は、単に収納というところだけに着目すれば、公金というか、債権の性質によって区別するというのが、逆に難しいくらいなので、こういう提案になっていると思う。だから、本当にこういうリスクがあるのだとか、この債権については、こういう特殊事情があるというのを個別に言えない限りは、ぜひ御検討いただきたい。

（勢一構成員）前向きに検討いただけるということ、感謝申し上げます。

恐らく、地方自治法第243条の原則論を崩せという議論ではなくて、現代の技術と社会状況に見合った形に手続をしてほしいという趣旨だと思う。そう考えると、取扱い上の責任を明確にするという点も、公正性の確保、厳正な保管という点もデジタル技術をうまく使えば、むしろそのほうがしっかりデータも残って追跡もできるという点でいけば、かなり前向きに検討いただける余地はあると思うので、ぜひともよろしく願いたい。

（高橋部会長）そうすると、まず、個別に支障があるということで提案いただいた個別の項目については、直ちに検討いただき、可能なものは措置していただくということでよろしいのか。さらに、根本的な検討のスケジュール感というか、その辺りを少し提示いただければありがたい。

（総務省）まず、前者について、よく相談しなければ分からないが、提案団体の資料を見ると、私人委託が既に認められている項目の中に分類できるものもある。例えば、使用料など、分類できるものではないかと思っているので、できるものは、当然、それで整理できることの確認をお互いにすればいいのだと思っており、それで足りない部分については、高橋部会長がまさに言っていたように、個別に対応するという点でも、できるのか、できないか相談させていただきたい。

それから、後者については、かなり抜本的というか、今まで原則は駄目と言っているところがあり、あと、費目について、先ほど少し大橋先生からもあったが、全部が全部できるのではないのだろうと、ものによっては、例えば、行政代執行など、かなり特殊だが、そういうものについて、かなり強制的に取らなければいけないようなシーンのときに、果たして、そういうものが私人に委託するのが適しているのかなど、その辺りもちゃんとよく見ていかないといけないので、今の段階で、いつまでにというのは難しい部分があるが、これが求められているというのは理解しているので、適切なスピード感で、なるべく早く検討を進めたい。

（高橋部会長）コンビニ収納は、結局、実質的には送金依頼と同じように思う。要は、市役所が発行した徴収通知があって、それにバーコードがあって、お金をもらって、それをコンビニ職員が機械で読み取れば、市役所にお金が自動的に入るようになっていてと理解している。現金収納の時代には、お金を金庫に入れて管理しなければいけないが、今はそういう時代ではない。新たな技術に着目して、こう技術であれば、もう今までの現金主義の下では収納は駄目だったけれども、実質的には送金代行と同じようなものだからできるではないか、といった整理もあるかと思う。代執行だといっても、まさにそういう技術であれば、別に収納だって認めて良いと思うが、そういうことを考える余地はないのか。

（総務省）一例を挙げたまでだが、いずれにしても、かなり抜本的に、今までのものを整理して考えるので、今いただいたような点も含めて、なるべくコンビニなり私人にできるような方向で考えているが、整理してみないと、どこまでできるのかというのは、分からない部分があるので、少し時間をいただければと思う。

（高橋部会長）その時間というのは、どのくらいか。

例えば、ほかの省庁にもお願いしているが、我々としては、12月の閣議決定にどのように表現するのかというのがある。そこは、急いだ検討から変な結論が出て困るのではあるが、普通、こういう研究会は半年ぐらいかけて、大体やるのではないか。

（総務省）繰り返しになって恐縮だが、なるべく早くと。

（高橋部会長）では、事務局と、そのスケジュール感の表現ぶりは、よく調整していただきたい。

（総務省）よろしく願いたい。

（大橋部会長代理）代執行の例が出たが、代執行を受けた人が、本人が払いたくて近くのコンビニで払うのは、私は収納と理解していて、払うのが嫌な人をコンビニの人が無理矢理端末を押せというのであれば収納ではなくて徴収で、それは、強制的なのは無理だと思う。その辺りは仕分けてもらって、代執行だから全部駄目とい

うのではなくて、その中でも収納に適した部分はあるかもしれない。

<通番 40：日本赤十字社の活動資金を地方公共団体が取扱う際の法的な位置付けの明確化

(総務省、厚生労働省) >

(高橋部会長) どのような形、スケジュール感で把握される予定か。

(厚生労働省) 調査の段階と調査結果を分析する段階とあるが、まず、調査については、日本赤十字社が行うが、協力をいただく相手先が自治体であったり社協であったりするの、工夫しながら行くと、調査、分析を行うのに年度の間はかかるかなと考える。令和2年度中には、しっかりと調査と分析までは終えて対応方針について、それを踏まえて検討していきたいと考えているところ。

(高橋部会長) 事務局、そんなペースでいいか。

(水本参事官) 事務局としては、できるだけ早くということ。実際の調査のかかる手間、作業量なども含めて、相談させていただきたい。

(高橋部会長) では、そこは事務局とよく相談させていただきたい。

(大橋部会長代理) 赤十字社と自治体との今までの密接な関わり合いとか、協力関係というのを前提として、結局、今回の提案は、そういう関係はこれからも維持しつつ、お金の問題については透明性や公正性が大事なので、そこのところはきちんとしましょうということ。そこは、技術的にやっていただくということだとすると、今の自治法の施行令や施行規則のところでは、省令委任されていて、そこに具体的に扱われる金銭が並んでいるので、そこにもう一個項目を載せてもらえれば、公明正大になるような気がするが、そういう検討もいただけるということでしょうか。

(厚生労働省) 指摘のようなことも当然含め、また、協力いただいている自治体に、法的な心配ごとみたいな形での負担がかかるようなことは避ける方向性が必要かと思っているので、そういった観点から検討していきたいと思っている。実際、どういう名義で資金が管理されていて、口座名は、支部長、地区区分長名義ということだということは間違いないと思うが、その出し入れ等がどういう位置づけで行われているのかということも、また、自治体ごと、地域ごとで異なっている可能性もあるので、その辺もしっかり調べた上で、どういう手当をすれば、問題がクリアされるのかという観点も検討する必要があると思っている。

(高橋部会長) 実態が把握されたときは、適宜、法令的な協力はさせていただけるということでしょうか。

(総務省) 今、大橋部会長代理から指摘があった、自治法の施行規則、これは幾つか各号列記で並んでいるものが、一時的に持っていていいということで認められているものである。ただ、見ていただくと分かるように、かなり抽象的なもの。あと、例えば、公営住宅法などでは、地方公共団体が公営住宅の入居者から徴収する敷金とかは、公営住宅法の方に書いてある。ただ、それは、全体の法律のどこに位置づけるかという技術的な問題なので、そこは厚労省とよく相談して、総務省としてできる協力はさせていただきたい。

(高橋部会長) 事務局とも調整をしながら作業を進めていただければ有り難い。

<通番 4：指定都市・中核市が設置する保育所の指導監査権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲（厚生労働省）>

(高橋部会長) 一般論として、このような仕組みの場合、地方自治法上の解釈はどうか。

(総務省) 資料のとおりだが、これは地方自治法で定める大都市の特例における権限の特例、関与の特例の1つの典型的な書き方に則っているものである。このような場合、資料にあるとおり、都道府県はその権限を行使できないということである。

したがって、指定都市等が直営で自らの施設の設置運営を行う場合、県は監督しない。その上で、指定都市等は自らの施設をどういった権限で監督するかとなれば、それは、指定都市等の内部監督として行う。この考え方が、他の法令に基づく制度についても通じるものであると、私どもは認識をしている。

(高橋部会長) そのような解釈について、厚生労働省の他の制度も見た上で、この法解釈を貫くという話だと思う。スケジュールとしては、いつ頃対外的に出せる形になるか。

(厚生労働省) なるべく早くということになるが、遅くとも今年度中には必ず。監査は、各年度の当初に監査計画というものを自治体で作るため、その準備に間に合うよう、早急に、なるべく早く、遅くとも今年度中、来

年度の監査計画の作成に間に合うように結論を出して周知したいと考えている。

(高橋部会長) 既に監査を始める自治体もあるのではないかと。今年度の。

(厚生労働省) 今年度については、恐らく既に計画を立てて監査が始まってしまっているため、年度途中で周知をすると、それはそれで混乱するかと思うので、きちんと整理をし、来年度から全国一律で行うような形で示すのが、一番混乱が少ないかと考えている。

いずれにしても、時間をおいてというよりは、並びを調べたり、状況を調べたりするということであるので、スピード感を持って対応したいと考えている。

(高橋部会長) 今まで都道府県が実施してきた自治体もあるところ、今度は指定都市等が一元的に監査を行うということになるのであるから、自治体としても過去の経緯を踏まえてどうかという話になると思う。したがって、その点については丁寧な説明をする必要があると思う。この点については地方分権改革推進室及び地方自治法を所管している総務省と調整していただきたい。今年度監査を実施していない自治体についても、早く結果を出せば、正しい解釈に従って監査を実施できるという話になるのだから、私は早くやったほうが良いと思う。ただ、タイミングを含めて、十分調整をしていただき、丁寧な説明の仕方を含め、ぜひ相談いただければありがたいが、よろしいか。

(厚生労働省) 承知した。地方分権改革推進室、総務省、当然ながら知事会や、指定都市市長会、中核市市長会とも相談し、なるべく早く結論を出して周知できるように作業をしたい。

(大橋部会長代理) 法令を両省で検討し、地方自治法関連の法令の精査や解釈を通じて、都道府県には監査権限がないということで、その所在をまずは確定いただきたい。結果として、指定都市等が、自らが持っている内部監査権限に基づいて監査を行うという整理になった場合に、その内部監査権限の具体的な条文というものは、念頭においているか。一般的な組織管理の話か。

(総務省) お見込みのとおり。内部管理権限とは、行政法上の一般的な概念として、指定都市等が組織管理の権限として持っているものであり、それに基づいて監査を行うということであり、例えば、地方自治法なり、個別法に具体的な権限が規定されているものではない。

(高橋部会長) 今回説明いただいた方向で、早急に、説明の仕方も含めて適切に実施していただければありがたい。引き続きよろしく願います。

<通番 32：生活保護法に基づく指定医療機関の変更届出の一部省略（厚生労働省）>

(高橋部会長) 1次回答から付け加わっているところがあるので、確認したい。保険医療機関と指定医療機関で違いがあると言われたが、どの項目に違いがあるのか。

(厚生労働省) 項目に違いがあるというのは、説明が若干不正確であったかもしれないが、変更の届出の規定ぶりに違いがあり、具体的には、例えば、開設者の氏名、生年月日、住所、職名か名称といったようなことを届出事項として、生活保護制度では求めているところ。

一方、医療保険の制度においては、開設者に異動があったとき等に、その旨及びその年月日を指定する地方厚生局等に届けなければならないということになっており、その旨を届け出るという規定の中で、実際、厚生局がどういう実務を行っているのかということ等も含めて確認をする必要がある。

規定ぶりが異なっているということによって、実態がどう異なっているかを確認する必要があるということ。

(高橋部会長) では、実際の運用を把握する必要があるということか。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) 承知した。そこは適切に調査いただくことが重要。そうすると、少なくとも情報共有できるものについては、やらなくなるということになるということか。

(厚生労働省) 基本的には、そのように考えている。それで、うまく工夫ができればなと思っている。

ただ、指定取消しの目的は不正な医療に対する対処なので、その目的のためにどういうことが必要かという観点で、よく検討したい。

(高橋部会長) 承知した。

結局、指定取消し事務に必要な情報だという話で、それは自分で持っていなさいと、こういう話か。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) 悪用が断たないということである。しかしながら、それだからといって、変更の届出に比べると、

指定取消しの事務が発生する頻度というのは低いと思う。そういう意味で、指定取消し事務が発生するから、常時変更の状況について持っていなければいけないというのは、負担のように思うが、そこはいかがか。

(厚生労働省) 頻度については、数字的なことは、今、手元がないので言えないが、開設者は、確かに頻度はそう多くないかもしれない。管理者等の変更、特に薬局までを含めると、ある程度頻度はあると認識をしている。

(高橋部会長) それは、取消しの事務か。

(厚生労働省) 変更の事務である。

(高橋部会長) 変更の頻度は高いということは承知した。それに比して、取消しというものがどれだけ発生するのか疑問である。比率が低い取消しのために、常時、そういうものを把握していなければいけないというのは、すごく厳しいのではないか。

取消しをする場合、実態調査が入って、再確認するというようなことがあるはず。変更を怠っている場合や実際の管理者が変わっていたりする場合も、取消しをする場合はあるので、再確認はする。

そういう意味で、頻度が低い取消しについて、常時、変更の状況を把握していなさいというのは、やはり厳しいのではないか。

(厚生労働省) これは、平成25年度の生活保護法改正の考え方について、もう一度、我々としても考える必要があると思う。

生活保護法は非常に古い法律で、平成25年より前においては、生活保護に関わっているところはしっかりやっていると前提に立っていると思われても仕方がないような状況で、あまり指定要件自体もきっちり決めていない中で運用がされてきた経緯があり、それを悪用されたというのが25年の法改正につながったと認識している。

そうした中で、今の体系ができていくわけだが、過剰な部分もあるのではないかという指摘だと思う。情報を把握すること自体が過剰なのか、また、情報を把握する方法に代替措置があるのではないかということによって、業務に関わる人たちに過剰な負担が生じないように、どういうことができるかということを検討していきたい。

(大橋部会長代理) 今日の話で、指定の取消し事務の必要性、それとの関係で情報を重視されているというのは分かった。それで、改正された生活保護法の51条の2項という取消しの規定だが、先ほど説明があったように、かなり詳細に内容が書かれている。

資格を失ったとか、禁錮・懲役以上になったとか、不適正行為、義務違反、調剤違反、不正請求、虚偽報告、不正手段、こういうようなものが認められれば、取消し事由になる。だから、それに関しての情報が必要だということだが、後者の部分は、その非違行為自体の内容の話なので、ここに直接関わるようなものではない。開設者等の生年月日等でも、厚生局のホームページとかで出されている資料を見ると、かなり詳細に情報が出ていて、そちらと両方持って、調査して今言ったような非違行為を把握しなければ、当然、取消しなどはできないので、取消しに支障があるというのは、具体的にどういうことをおっしゃっているのかなというのが、よく分かりにくいところがある。むしろ、調査を尽くして、非違行為のほうを特定されて、個人を特定して、それについてホームページ上とかの情報とかと合わせたら、足りないものはないのではないかと思う。あえて、この変更の届出事項の中に盛ることで、そこが改善されるという部分が、理解しにくかったので、取消し事務との関係での情報の必要性とか、先ほど言われた情報入手の代替性という点について、もう一段細かく検討をいただくと有り難い。

(厚生労働省) 今、指摘をいただいたように、具体的にどのような情報が、不正防止の観点から必要なのかということを確認することは、非常に重要だと思っている。

典型的な違法行為というのは、把握しやすいところではあるが、不適切な行為を行って指導を受けたような場合など余り目立たないような方が、店を変えて別の薬局で勤務をしているような場合もあり、そういったことが不正につながるようなこともあり得るので、監督の実務と照らして、どういうものが必要なのかということと、あとは、必要か必要でないかということが、今、問われているわけではなくて、むしろ情報の入手の仕方について、負担が生じないようにということだと思っているので、その両方の観点からよく検討したい。

(高橋部会長) スケジュール感はいかがか。

(厚生労働省) 本件については、調査に協力いただくのは、各都道府県と地方厚生局8件くらいだと思うので、年度内に措置ができるよう、なるべく速やかに調査を行って、対応を検討したい。

(磯部構成員) 情報の集め方の相当性という話で、例えば、保険医療機関として変更手続を取ったけれども、指

定医療機関として生活保護法上のほうは忘れてしまったというようなケースが相当数あるというのは、群馬県が言ってきたことで、そうだとすれば、両方についての届出事項を、平仄を合わせることにして、1回届け出れば、両方でそれを使うという感じに改めるということもあり得るか。

(厚生労働省) それも1つの候補だと思う。届け出る窓口自体をどちらかに寄せてしまえば、1回で済むということもあるので、そこも含めて、検討していきたい。

(高橋部会長) 事務局、スケジュール感はそんな感じでよろしいか。

(水本参事官) 調整させていただければと思う。

(高橋部会長) では、スケジュールについては、事務局とも御調整いただければ有り難い。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)